

平成 23 年 5 月 13 日

各 位

会 社 名 東京電力株式会社
代表者名 取締役社長 清水 正 孝
(コード番号：9501 東証・大証・名証第1部)
問 合 せ 先 総務部株式グループマネージャー 大槻 陸夫
(TEL. 03-6373-1111)

政府による「原子力災害被害者に対する緊急支援措置について」の
決定を踏まえた当社の対応について

昨日、政府の「原子力発電所事故経済被害対応チーム関係閣僚会合」において、原子力損害賠償紛争審査会が公表した「東京電力(株)福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する第一次指針」に記載された農林漁業者の方々が被った損害に関し、当社から当面の必要な資金を速やかにお支払いすることなどについて決定がなされました。

当社といたしましては、「第一次指針」に基づき、現在具体的なお支払い方法等について検討を行っているところですが、この政府決定を踏まえ、農林漁業者の方々が被った、対象となる損害について仮払いが実施できるよう、早急に関係箇所と調整を進めてまいります。

具体的には、5月末頃までに仮払いを開始することを目指し、お支払い手続きが円滑に進むよう、関係事業者団体等の皆さまに対象となる損害に係わる書類等を取りまとめていただく方向でご協力をお願い申し上げたいと考えております。

そのうえで、当社としては、各団体からいただいた書類等を確認させていただき、ご請求の一定比率についてお支払いを実施できるよう進めてまいりたいと考えております。

また、中小企業者の方々が被った損害に関しましても、政府決定を踏まえ、当社として、円滑な仮払いの実施に向けた仕組みについて、関係団体等のご協力も得つつ、早急に検討してまいりたいと考えております。

なお、今後、関係箇所との調整を踏まえて具体的な対応が決まりましたら、改めてお知らせ申し上げます。また、今回の仮払い総額につきましては、その基礎となるご請求総額を見積もるのが困難なため、現時点ではお示しできません。

以 上